

高岡市ごみ収集車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高岡市が所有するごみ収集車（以下「収集車」という。）への広告掲載に関し、高岡市広告事業実施要綱（令和3年1月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の範囲)

第2条 収集車に掲載する広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 要綱第3条の掲載広告の要件等を満たしていること。
- (2) 道路交通の安全を阻害するおそれのないこと。
- (3) 車両運行上の支障とならないこと。
- (4) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるものでないこと。
- (5) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (6) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれのないこと。

(広告の方法、規格及び掲載位置)

第3条 広告掲載は、マグネットシール等再剥離が可能な素材を車体に貼付する方法とし、車体への塗装は行わないものとする。

2 広告掲載の位置は、市長が認める収集車の架装部両側面とし、片面の広告の大きさは、縦80センチメートル、横180センチメートル以内とする。

(広告物の作成、掲載及び撤去)

第4条 広告物の作成及び収集車への掲載に係る費用並びに掲載期間の終了又は掲載の必要がなくなったときにおける収集車からの広告の撤去に係る費用は、収集車への広告掲載者（以下「広告主」という。）が負担するものとする。

2 広告主は、広告掲載及び撤去を行うときは、市のごみ収集業務に支障のないよう日程、工程等を市と協議の上、市の指示に従って施工するものとする。

3 広告掲載又は撤去により、収集車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第5条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めに帰すべき事由において広告の毀損等が生じた場合は、市の負担で現状に復するものとする。

- 2 経年に起因する色あせ等の劣化については、市費用を負担する修復の対象としないものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市広報誌、ホームページ等により公募する。

- 2 市長は、広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができる。
- 3 市長は、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、要綱第6条第1項の広告掲載申込書(様式第1号)及び掲載予定の広告のイメージ図を市長が定める期日までに提出するものとする。

(広告の掲載決定等)

第8条 市長は前項に規定する申込書を受理したときは、その内容を審査するとともに、掲載の可否を決定し、その結果を要綱第6条第2項の広告掲載承諾書(様式第2号)により申込者に通知する。

(広告掲載料等)

第9条 広告の掲載料は、車両1台(両側面)につき月額10,000円(税込み)とし、市長が定める期日までに、掲載しようとする期間の掲載料を一括して納付する。

- 2 前条の掲載料について、納付後はいかなる理由があっても返納しない。

(広告掲載の期間)

第10条 広告掲載の期間は1か月を単位とし、年度内の毎月1日から年度末(3月末)までとする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と市長が協議の上、収集車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告掲載を行わない期間)

第11条 市長は、次の各号に該当する期間において広告を行わないことにつき、損害賠償の責めを負わない。

- (1) 休日、祝日、年末年始等、収集業務を行わない期間
- (2) 法令に基づく車両整備及び点検を行う期間
- (3) 車両の事故又は故障等に係る修理のため、収集業務ができない期間
- (4) 広告の掲載、撤去及び変更に要する期間
- (5) 広告の原状回復及び維持管理に関する期間
- (6) その他やむを得ない理由で広告掲載ができない期間

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第9条第1項に規定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が広告掲載が適当でないと認めるとき。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。